

平成 27 年 度

八代市議会経済企業委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 所管事務調査 …………… 8

平成 27 年 8 月 24 日 (月曜日)

経済企業委員会会議録

平成27年8月24日 月曜日

午後1時03分開議

午後5時06分開議（実時間106分）

○本日の会議に付した案件

1. 所管事務調査

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
（スーパー元気券事業について）

○本日の会議に出席した者

委員長 増田一喜君
副委員長 野崎伸也君
委員 亀田英雄君
委員 笹本サエ子君
委員 田方芳信君
委員 前垣信三君
委員 松永純一君
委員 村上光則君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

経済文化交流部長 池田孝則君
経済文化交流部総括
審議員兼次長 宮村明彦君
商工政策課長補佐兼
スーパー元気券事業
推進室長 嶋田和博君
議会事務局議事調査係長 増田智郁君

○記録担当書記 土田英雄君

（午後1時03分 開会）

○委員長（増田一喜君） 定刻となり定足数に

達しましたので、ただいまから経済企業委員会
を開会いたします。

本日の委員会開催に当たっては、8月10日
付で亀田英雄委員、笹本サエ子委員、村上光則
委員、前垣信三委員、野崎伸也委員から、八代
市議会委員会条例第15条第2項の規定によ
り、委員長に対して招集請求がありました。

については、早急な対応が必要であると考え、
本日、委員会を開催することとした次第で
ございます。

ここで、この際、委員会招集請求について提
出者の説明を求めます。

○委員（田方芳信君） 済みません、委員長。

その前に、ちょっとよかですか。

○委員長（増田一喜君） 田方委員。

○委員（田方芳信君） 今回、5人の方が3回
目ですね、招集ちゅうことで、5人の署名で
3回目の委員会を開催されましたけれども、こ
の中に委員長を外した場合、7人がおります。
で、その中で、私には全く、そういうお話がな
かったわけですよ。

できればですよ、こうやって5人ちゅうこ
と、もう私たち、松永委員、そして私には、も
う全くの相談がなかったと。これはいかなも
んかなて、ちょっと思うところがあったもんだ
けん。ちょっと、一言はですね、言わせていた
だきたいと思ったんですよ。

そういった部分ちゅうのは、本当、7名しか
おりません。5名がそういう署名されてる中に
ね。ただ、委員会をする分には、私も反対はし
ませんよ、そういった部分は。署名する、せぬ
は別にしても、一言相談があってもよかったん
じゃないのかなと、そこところが非常に残念
でならない。そこところは本当、考えなけれ
ばならないんじゃないかなと思うところでご
ざいます。

そして、もう1点、きょう3回目をされるわ
けですが、皆さん、いろんな質問をされます。

また、していかなければなりません。そういう中でですね、きょうのこの3回目の委員会ちゅうことで、いろんな面で、1回、2回とあって、また、そういう同じような、重なったような質問、若干はいいとしてもですね、そこところはしっかりと考えて、前に進める意見をさせていただいていかなければ、きょうの委員会も無駄にならないように。

いつも前垣委員が言われるように、ぎゃん、つまらぬ委員会なら、せぬほうがよかて、そういうお話もちよこちよこ出ておりますので、そのあたりは、きょうはしっかりとですね、話し合っ、そして進めていただくことを委員長には申し上げておきますので、よろしくお願ひしときます。

○委員長（増田一喜君） はい、わかりました。

それでは、提出者の説明を求めたいと思います。

○委員（亀田英雄君） はい、ようございますか。

○委員長（増田一喜君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。提出者の、連名で出しておりますが、代表いたしまして私のほうから趣旨を申し述べさせていただきたいと思ひます。

趣旨については、お手元に、印刷しておきましたので、そちらもごらんいただいたらというふうに思ひます。

その前にですね、今、田方委員のほうから発言がありましたように、全員に声かけができなかったという点については、おわびを申し上げたいと。大変申しわけない。その点については、もう不快感を与えたということにつきましてはですね、心よりおわびを申し上げたい。もうおっしゃるとおりです。申しわけない。

半数以上だったちゅうことでですね、それ以上のことについてはということ、そのくらい

の考えだったちゅうことでですね、半数がそろえば開催できるちゅうことで、その程度の考えだったちゅうことで御理解いただければ、もう幸ひでございます。ここで謝りを、ことわけを入れることでですね、御理解いただければと思ひます。大変申しわけなかった。

そして、委員会を進めるに当たっては、質問は、おっしゃるとおりに進めたいと思ひますし、前垣さんも、そんな意味と、私は若干ニュアンス違ふとすばってんが、もうちよつと、結論を、どういう委員会であるべきかということについてというふうには私にとっておりますので、その趣旨は酌んで進めたいと、臨みたいと思ひますので、その点についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

趣旨を印刷しておりますので、それを読み上げて、説明にかえさせていただきます。

先般、八代市が販売したスーパー元気券においては、購入できなかった多くの市民から不満の声が上がり、市役所に対して、事の説明や責任の所在を求めるとともに、再度の元気券販売を求める署名活動も行われている状況にある。

また、今回のようなプレミアム商品券販売に関する物議は全国で散見され、都度、報道がなされたが、特に八代市の状況は大きく取り上げられた。さらに、地元新聞では、読者から不満の投稿はもとより、記者による特記事では市民の声として、役所の不手際もだが、それを見抜けなかった議会の責任もある、との報道もあった。

このように、市民のスーパー元気券に対する不満はいまだ消えることはなく、市役所とあわせ議会の対応を求められ、注視されている。

前議会の議会運営委員会では、市民の反響の大きさもあるということで、議会においての対応を求められ、その指示を議長、委員長よりなされた。また、全員協議会においても同様な発言があつている。

そこで、所管の委員会である経済企業委員会では、7月22日と8月5日に委員会を開催し、執行部から説明を受け、質疑を行った。質疑においては、十分とまではいかなくとも、一定の状況把握ができたと認識しているが、執行部の今後の対応については不十分と捉えられるものが散見された。

あわせて、2回目、8月5日の委員会では、委員長が一方的に委員会の散会を宣言したことにより、執行部への意見を申し述べられなかった委員もいた。

地元紙報道にもあったように、議会の責任を鑑みたとき、所管の委員会である経済企業委員会として、スーパー元気券の販売に対する結論を導き出すとともに、結論を踏まえた今後の対応について、執行部への提言をすべきであると考え、賛同する議員の連名で委員会開催を求めたものであります。

よって、今後開催される委員会で、9月議会開催前までに、以下の項目について議事を進め、審議されることを望む。

1、前回の会議における委員長の冒頭の発言の真意と、前回の会議の進行についての釈明。

2、経済企業委員会として、スーパー元気券販売について結論を見出すこと。

3、経済企業委員会としての結論を踏まえ、執行部に対し、スーパー元気券販売の今後の対応について書面にて提言すること。提言については、書面にて回答を求めること、としました。

ということなのですが、これとあわせ、きょう開催されました議会運営委員会におきまして、今度の議会の全員協議会において、このことについて何かしらの経済企業委員会からの報告をするようにという要請がなされたもので、それもあわせてですね、御検討いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（増田一喜君） ちょっと小会します。

（午後1時12分 小会）

（午後1時15分 本会）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

ただいまの説明について、何か質疑、御意見等はありませんか。

はい、田方委員。

○委員（田方芳信君） この書面にて提言することですが、これ、議事録ではだめなんですか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 書面にてのほうがきちんとするだろうという趣旨でありましてね、これはやっぱり皆さんの合意が要る話だろうと思います。そりゃ、もう私の要請ですけん。この提案した趣旨ですけん。これだけのことをしたほうがいいんじゃないですかという提案と捉えていただければ助かります。（委員田方芳信君「はいはいはい。提案な。はいはい」と呼ぶ）

あとはだけん皆さんで、このような形で報告をするということになれば、どのようなこととするかというとは、皆さんで御協議いただければ。するか、しないかから入らぬば話だろうと思います。

そう私が提案しておいて、こういう話ばすつとはなんですが、このような形が市民に対して説明ができるんじゃないですかという提案なんです。ここまでしたほうが市民に対してわかりやすいやり方じゃないかなということで思ったものですから、そのようなやり方をということで提案しております。

○委員長（増田一喜君） いいですか。（委員田方芳信君「わかりました」呼ぶ）

ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないですね。それでは、この項目の1番目にあります、前回の会議における委員長の冒頭の挨拶の真意と、先ほどは、何か違った言葉があったみたいですが、冒頭の挨拶の真意と前回の会議の進行についての釈明ちゅうことでございますけど、説明せないけぬのかなと思ひながら、一応、こういうことがありますので、私は私で申し述べさせていたきたいと思います。

前回、8月5日は、会議に入る前の冒頭であったと思っております。なぜ会議の中で言わなかったちゅうのは、少し、皆さんの気持ちもあるかなということで、少し控えまして、冒頭にちゅうことでございました。

8月5日にも申し上げたんですけれども、8月4日付の熊日新聞で、本市のプレミアム商品券の記事をごらんになった方もおられると思いますがということで始まりまして、それから、確かに、市民の皆様には、今回の商品券の販売方法については多大な御迷惑をおかけし、不信感を抱かれたことだと思ひます。また、今回の報道された記事の中に、市議会にも市民の不満は向いている。市議会が市に使い勝手がいいようにと注文をつけ、リフォームなどの高額商品に適用できるように後押しし、関連予算を全会一致で可決したからだともあります。このような市民の方の御不満、御意見等を踏まえ、市民の皆様の声を真摯に受けとめ、行政と議会が互いに協力し、市民の皆様に対し、早期に御理解を得られるよう努力することが肝要かと思ひます。ということで、やはり、議会も、それから行政も、混乱を引き延ばすことじゃなくて、早急に御理解をいただいて、おさめることが市民の皆様のためにもなるというふう考えたから、そのように皆様にはお話ししたところでございます。

それと、会議の進行についての釈明ですけれども、同じ質問が、報告ということでありまし

たけれども、責任追及みたいな話で、同じことが繰り返されましたので、意見、それから質疑はないものと判断しましたので、再度、質疑、意見はありませんかという中で、それがなかったから、ああ、もう終わったんですねちゅうことで、元気券の報告は終了と、そして所管事務について何かありませんかということで、何もなかったようでしたので、散会したということでございますので、何ら一方的に打ち切ったというようなことではございません。そうとられた方もおられたかもしれませんが、そういうことで私は散会をしたところでございます。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 隣に手ば挙げとっ人がおるのを確認しながらも、やめたじゃなかですか。その辺がですね、結果として、早くおさめることが重要などと、わけのわからぬ話ばしながらですたい。しっかりした審議をすることが市民のためになることだけですよ、早くやめることが市民のためになるなんのていうこと自体が私はナンセンスと思うとですたい。で、その話を冒頭にされて、そのような審議の打ち切り方をされたから、このような、また再度の開催になったわけであってですね。その辺についても、この話じゃ、余り引くわけじゃなかですが、委員長に一言申し上げたかった。このような会議の進行はないですよ。このような反響のある事柄に対してですたい、横に手ば挙げとる人がおるのを確認しながら、審議を打ち切るという、そのやり方について一言申し上げたかったということで申し上げた次第です。

もう余り、このことで話をすると、また終わらなくなりますから、ほかに御意見がございませんなら、私はよかです、これで。

○委員長（増田一喜君） ほかに。質疑とか御意見等ありませんか。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。委員長のお話の中で、引き延ばすのがよくないというような判断、早くおさめることが市民のためっていうのは、いまいち、ちょっと抽象的で、よくわからぬとですけど、もう少し具体的に、何で早く終わったほうが市民のためになるのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

これほど反響がある事案については、やはり、もう少しきちんとした形で審議をしながら、委員会の中でですよ。やっぱり、御提案ちゅうか、提言の中での趣旨説明でもあったように、やっぱり委員会で結論をやっば見出すというのは必要だろうなというふうな判断がやっばあるべきであったと思うんですけども、その、なぜに早くおさめることが市民のためというふうに理解、発言されたのか、ちょっとその真意ば、もう少しお聞きしたい。

○委員長（増田一喜君） 結局は、混乱をおさめることが大事でしょうし、質問、意見がまだあるというのであれば、それは後ほどとるちゅうことでやぶさかでありませんから、こういう依頼があったときに、早速対応したということです。質疑、意見があれば、その時間もとれるんじゃないかなということで、今回開会した次第です。（委員亀田英雄君「それは要請したから」と呼ぶ）

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。余り、ちょっと、理解は余りできないんですけども。

何となくですよ、何でこんな2回も3回も、この委員会をやっているかというのは、やはり、まだ混乱しとるわけなんですよね。結果的なものがちゃんと市民に伝わってないというのがあるものですから。そこはやっば議会としても、やっば責任はですね、先ほどの話の冒頭の中でもあったように、そういったのをやっばり真摯に受けとめて、やっば、ちゃんとした結

果というのをきちんと報告をやっばりすべきだと、それで御理解をいただくとかですね、そういったことにつながっていくんじゃないかなというふうに思うんですよね。

そういうふうに今委員会はですね、そういうふうに、ちょっとやっばいければなと思いますので、進行のほう、よろしく願いいたします。

○委員長（増田一喜君） はい。

ほかにありませんか。

○委員（村上光則君） よかですか。

○委員長（増田一喜君） はい。

○委員（村上光則君） 今言われるようにですね、本当に今回の、この案件に対しては、市民からのあれが非常に強かもんですから、やっばし議論は議論で最後までですね、同じ問題でも質問する人は違うんですから、それは委員長には、ちゃんと最後まで、時間が制限してあれば別ですけどね。時間は制限してないんですから、やっばり質問は質問に、同じ問題でもさせてよかったんじゃないかなろうかと思っております。

○委員長（増田一喜君） きょうは質問、質疑があれば、また、それはさらにやっばもいいかもしれないんですけども、きょうの趣旨は、この説明にありましたとおりでありますので、それに沿って進めていきたいと思っております。

ほかに質疑、意見はありませんね。

ああ、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） 今、亀田委員から、きょうの趣旨が述べられました。私も、ぜひ再開してほしいと、きょうの会議を開いてほしいという一人でございました。

なぜかといいますと、あのとき、8月5日というのは、時間の制限を最初にしてた会議でもなかったんです。委員会でもなかったんですね。だから、まだ意見を述べたい、質問をしたいという議員もいたかと思っております。そういう中

で、委員長は、次回の経済企業委員会は、この表にあるとおり、3月だということを宣言されて閉会されたんですね。

だから、私はですね、やっぱり、執行部から、私たち、確かに意見を言ってきましたけど、その意見に対して中間的にでも執行部の、やっぱり見解というのは述べる必要があると思うんですね。それから、私たちとしても、もう今期で委員会としての役割、今期の委員会としての役割を終わるわけですから、3月まではいないわけですから、やっぱり中間的に総括できるものは総括をして、そして次にね、次の委員会に託すというのが本来の姿じゃないかなというふうに思ったわけです。

だから、ぜひ会議をね、委員会を開いてほしいということを私は署名をするときに意見も申し添えながら署名をしたところなんです。

だから、委員長として、それを申し入れを受けて、きょう委員会を開かれたということは、とても大事なことから、ちゃんとね、みんなの意見を聞きながら、そしてまた執行部の見解を求める場面があったら、また質疑をしたい場面があったら、執行部も入れていただいとという形にさせていただきたいというふうに思うんですね。よろしくをお願いします。

○委員長（増田一喜君） この提出された書面の文言の中には、執行部への意見を申し述べられなかった委員もいるということで、時間が足りなかったということなんでしょうけれども、一応、最終的に3点書いてあります。私の釈明、それから結論を見出すことですね、2番目の、経済企業委員会として、スーパー元気券販売についての結論を見出すこと、それから3番目の、経済企業委員会としての結論を踏まえ、執行部に対し、スーパー元気券販売の今後の対応について書面で提言すること、提言については書面で回答を求めることという、この3点で開催してほしいという御依頼でございますの

で、こういうことに沿いながらやっていきたいと思えます。場合によっては、ここにありますように、3点じゃなくて、上のほうにありますから、それも踏まえながらやってはいきたいと思えますけれども。

今のこの3点以外にありましたけれども、ほかに何か御意見とか質疑とかないですか。

○委員（田方芳信君） いいですか。

○委員長（増田一喜君） はい、田方委員。

○委員（田方芳信君） 今まで、2回、3回、いろいろと議論をやってきました。そして、執行部のほうも答えられる範囲内は一生懸命やってきてます。そしてまた、皆さん方もお一人お一人、しっかりとした質問をされてですね、やっておられます。

その中でも見出せなかった部分ちゅうのもあるかと思うんですけど、この委員会も当然大事ですけど、これから先ちゅうのは、詰めるためには、9月には議会があります。そういう中で的一般質問での質問ちゅうのはどうでしょうか。やっぱり一般質問して、しっかりとした答弁をもらうちゅうのも一つの手だと思うんですけどね。

○委員長（増田一喜君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい。ここに、今、この3点の趣旨が述べられて、この議事を進める、審議されることを望むと書いてありますから、まず委員会として、この1、2、3点を含めて審議されるかどうか審議されるという解釈でよろしいんですか。この3つについて審議を進めるという解釈でいいんですか。考え方は。委員長さんおっしゃったみたいに、これプラスアルファもあるから、要は、きょうの委員会は、この趣旨にある1、2、3について議事を進め、審議をされることを望むと書いてありますから、委員長さんとしては、この方向でこれから進められると受け取ってよろしいんですか。

○委員長（増田一喜君） この3点について進めますけれども、今のところ、そういう、ほかに質疑、意見があればということで、先にはちょっと進めませんけれども。

○委員（前垣信三君） はい、済みません。

○委員長（増田一喜君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） もし、そうであればですね、今、1番については、今、委員長さんからの話をされましたから、あと2番、3番については、ある程度、執行部さんに入っていたかぬと話が進まぬと思うんですが、執行部の入室はお願いできませんか。

○委員長（増田一喜君） それは考えて、待機はさせておりますけれども。もう少し待ってください。

ほかに御意見とか質疑はありませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。田方委員から一般質問についての話があったんですが、一般質問は一般質問で、個人の議員の対応であってですよ、委員会は、この経済企業委員会は、前回、——ここに書きましたように、前回の議会運営委員会で議長もしくは議会の運営委員会よりですね、振られたものです。だから、そういう意味でも、経済企業委員会として何らかの結論を出してほしいという趣旨です。私の、それはもう私の意見なんです。一般質問は一般質問で、また、される議員は、それはもう個人の自由ですけど、それはそれでいいんじゃないかというふうに考えます。

今、前垣さんが言いなつたように、3点で、私はそれは賛同するというでもいただいて、3点出したんですが、それでよかというところが、やっぱり、よかつてですかというとは、委員長はやっぱり諮るべきだろうと思うとですよ。私はもう望んどつただけ、それはよかですばつてんが。

そして——。

○委員長（増田一喜君） 諮るけれども、まだ——。

○委員（亀田英雄君） そしてですたい。

○委員長（増田一喜君） 今、意見聴取ですけん。

○委員（亀田英雄君） そしてですたい。委員長が一方的に打ち切ったということがあれば、前回、まだ意見を申し述べられなかった委員もおるわけですから、そこら辺の対応をお願いしたいなというふうに考えます。

○委員長（増田一喜君） ほかに質疑とか意見はありませんか。なければ、先に進みますけど。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） はい。それでは、まず本日の議事進行について協議いたしたいと思いますが、今るる、提出の理由説明、それから意見、質疑がございましたけれども、提出者の説明では、招集請求の趣旨としましては、本委員会として、これまでのスーパー元気券事業の報告に対し、委員会としての意見等の取りまとめを求めるものであったと考えております。その中で、今の意見の中にも、今、さらに質疑、それから意見の時間を確保していただきたいという御意見もあったようでございますので、そういうふうに考えてやっていきたいと思いません。

そこで、議事の進行につきましては、意見、それから質疑、意見を執行部に対して求めたいということでもありますので、議事の進行につきましては、まず各委員から質問、それから意見というふうなことを執行部に対してしていただきまして、そして最後にですね、最後のほうに、委員会としての御意見の取りまとめといった内容で進めてまいりたいと思っておりますけれども、これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 異議がないようですので、そのように本日は進めてまいります。

小会いたします。

（午後1時31分 小会）

（午後1時33分 本会）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

◎所管事務調査

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（スーパー元気券事業について）

○委員長（増田一喜君） それでは、スーパー元気券事業について何か御質疑はありませんか。

○委員（亀田英雄君） いいですか。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 何か、いっぱい質問した中で、整理できなかった部分もあつてですが、今度の元気券の特徴というところが、何ですか、委任状にあったと思うとですよね。委任状は広く、広くというか、求めやすくした配慮だったと。その委任状のとった再確認、委任状を使ったことの再確認と、委任状がですね、正確にその役割を果たしたのか、検証されるのか。例えば、何名か、こう、委任状の役割の再確認ですよ。そのことが1つですね。

委任状がいっぱい持ってから買いに来るとですたい、最高六百何万。それが正確に委任された人に渡ったのかという確認をされるのか、されないのか。そこ、個人情報保護で公表できないという部分ですので、執行部の取り扱いになつと思うんですよね。それが正確に、委任された人に渡っていなければ、この委任状の、何と申しますか、本来の趣旨は発揮できなかったということになりますので、その確認はぜひとも必要だと私は思うんですが、執行部の見解を伺いたいと。本来の趣旨の確認と、それがどう渡ったのか、確認をされるのか、されないの

か。2点です。

○委員長（増田一喜君） どなたがお答えになりますか。

嶋田商工政策課長補佐兼スーパー元気券事業推進室長。

○商工政策課長補佐兼スーパー元気券事業推進室長（嶋田和博君） お答えいたします。

今の、改めてですね、申請書1万1000枚余りございましたが、1件1件ですね、申請書について不備がないか、確認をいたしております。

亀田委員御指摘のありました、続柄が不明の部分というのもございましたものですから、そういった部分を、さきの委員会で御説明申し上げましたが、改めて続柄等について、複数の申請書の前後から推察して、家族のもの、親戚のものというのは確認できておまして、そういった申請書の不備がないか、記載が漏れがないか、そういったものは全てチェックをかけております。

で、こちらのほうとしては、実際に勝手に名義等を使われたというような実害を伴った訴えもございませんし、単に名義を使われたらしいというふうな問い合わせも一切いただいておりません。

そういうことで、申請についてはですね、特に問題なしということで、改めて追跡等の調査をする予定はございません。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 私は、改めて聞くんですが、本来の趣旨の説明と、するか、しないかという話、2点について伺ったもんですから。そこでだけん、しとつとですばってん。

○委員長（増田一喜君） 嶋田スーパー元気券事業推進室長。

○商工政策課長補佐兼スーパー元気券事業推進室長（嶋田和博君） はい。代理購入制度の趣

旨についてでございますが、何度か御説明しておりますけれども、外出困難者、あるいは仕事等で都合で発売当日、販売会場に出向くことができない方々、そういったさまざまな方々の購入機会を閉ざすことがないようにというようことで、代理購入制度を前回同様、採用いたしております。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） する予定はないようですが、そこに何かですね、大きな、あつとですよ。ほんに渡ったっだろうか。大口者だけでもですたい、その全部すつとは大変ですけど、大口者だけでも、やっぱりサンプル的に追跡調査するべきだと私は思うとですが、それはどうしてもされないという理由がわからないですよ。どうしてもやっていただきたいと思うんですが。サンプル調査でもですね。いかがですか。

○経済文化交流部長（池田孝則君） よろしいですか。

○委員長（増田一喜君） 池田経済文化交流部長。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい。済みません。

まず、繰り返しになりますけれども、元気券の大量購入というところでは、改めてですね、先ほど言いましたように、申請書に不備がないかどうか、また申請者と代理人の関係性について精査をしたところというところでもございます。

基本的にはですね、この元気券の購入に当たりましては、制度上、代理購入を認めたルールというふうになっておりまして、それに沿って購入され、住民基本台帳の確認など、厳正な書面審査を経たものであるわけですし、行政手続の基本原則でございますように、書面審査のもと受け付けたものをですね、裏づける調査につ

きましては、例えば、確実な事実関係があつて初めて行くべきものと理解をいたしておりますのでですね、現段階では、これ以上の調査は考えていないということなんですが、ただ、今後ですね、例えば、制度上、禁止行為とされている自家換金あるいは本人が代理購入の事実は知らないといった確実な事実関係等が出てきた場合には、行政でできる範囲の中で個別的な事実関係の確認は必要になってこようかなというふうに思いますが、現在のところは、先ほど言いましたように、そういった事実も出てきていないと、情報も来ていないということでございますので、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。

当制度に限らずですね、いろんな制度につきましましては、基本は制度を運用する、お互いの信頼に基づく制度ということで、調査することによりまして、行政への不信感、例えば、圧倒的多数の購入者に対して抱かせて、また本事業そのものに悪影響を及ぼすおそれもあるということで、これは避けるべきものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 避けるべきものという解釈なんですか。しないほうがいいという解釈なんですかね。

何か、もう、やっぱり、その辺の感覚がわからぬとですたいね。これだけ不信感のあるあれに。

実際、私が指摘したじゃなかですか。買いに行ったら、もう、おたくんとはなかですよという事例があつたと報告させていただいたと。そういう事例があつとですけど、大口購入者だけでもサンプル的な調査を行ったらどうかという提案。これはもう市民の不信感をぬぐう作業じゃなかですか。

執行部の中で、個人情報の中で行う話ですけど、何も迷惑はかけぬ話ですよ。サンプル的な抽出ですけど。それをしないほうがいいと言われると、また不信感は、私はかえって増すと思うのですがね。この不信感をどうやって払拭するかというところが今、行政に課せられた話じゃなからうかというふうに思うんですが、いかがお考えですか。どうしてもしないというなら、もう、これ以上は言いません。もう、それでよかです。それでよかということはなかですが、不信感が残りますよ。

○委員長（増田一喜君） 池田部長。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい。先ほど言われた、本人が知らない間にですね、購入したというふうな事実というのが事務局サイドにはですね、情報としては伝わってきてない事実もごございますので、これに関してはですね、調査する必要がないというか、そういった情報がない限りはですね、調査はしないということでございます。

以上です。

○委員長（増田一喜君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。ちょっと、かぶります、今の話で。調査しないという、その断固たる姿勢なんですけれど、それが何か、何かに抵触するとか、法律に抵触するとか、何か、そういったものがあるから、しないちゅうことなんです。ただ、そういうことじゃなくて、八代市として、そういうふうな決まりを勝手に設けてるってことなんです。

○委員長（増田一喜君） 池田部長。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい。先ほど言いましたように、何かに基づいてというお話ではなくてですね、当制度につきましては、多くの購入者につきましてはですね、ルールに沿ってですね、購入されている事実もごございますので、そういったこと言いますと、そういった調査することによりまして、この本事

業そのものに悪影響を及ぼす場合もあるということ、調査のほうはしないというか、控えたいということでございます。

○委員長（増田一喜君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。もう既に悪影響が出てる元気券だけ、3回やるとですよ、この委員会をですね。

で、ちょっと戻りますけど、ルールっていうのが、代理購入というのは、買うのをお願いできるというだけであって、それを使うのは、名前、代理をお願いした人が使うべきことですよ。それがちゃんとできてるんですかというのを確認してくださいよっていうことば言いよななですよ。それが不備じゃなかったんですかね。そういうものが不信感として、名前だけ名義貸しんごてしてから、いっぱい買うた人のおるけんていうことで、市民の皆さんが非常に不満を募らせてるんですよ。そこば、ちゃんと明らかに調査するべきじゃないんですか。亀田議員は言われていると思うんですけど。それはすべきだと私は思うんですけど、どやんですかね、部長。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい。

○委員長（増田一喜君） 池田部長。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい。この代理購入制度をつくったということは、一つはそういったように買いに行けない方々ですね、今いろんな、病気で行けないとかですね、仕事で行けないとか、そういった方々のために代理をするということの購入、基本原則にそれはあるかと思いますが、ただ、代理購入制度を認めたということで、そこまで、逆にルールとしてですね、こちらが縛りをかけているかと、そうでもなかったと。思いとしては、そういった思いがあったんですが、ただ、代理購入の原則、縛りといいますか、そういったものだけに限りますよというような広報、周知というのが足りない部分も、こちらに、事務局のほうにも

あったものですから、そういったことで、いろいろな購入の仕方されたというのは事実あるのかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（増田一喜君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 今の答弁では、代理購入の方が、代理購入をお願いした、買ってもらった方が使わなくてもいいですよというようなことですか。そういうの、何か、決まりとして上げとらぬだったけんが、そやんことされても、市としては何もできないという話ですか。趣旨として。上げてなかったんでと、ルールに。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい。

○委員長（増田一喜君） 池田部長。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい。先ほど繰り返しになりますけども、事務局的にはですね、本来の代理購入の趣旨というのが、先ほど繰り返しになりますが、買いに行けない方々のために代理で購入するというのが基本原則あるのかなというふうには思うんですけども、例えば、そういった方々以外の購入に縛りをかけているということでもなかったということで、そこは運用のやり方が少し周知が足らなかったということで反省すべき点であるというふうに思っています。

以上です。

○委員長（増田一喜君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。済みません。もう一回、代理購入の話、委任状の話なんですけど、もし仮にですよ、そういった、全然、名前使われてるというのがわからぬで、そういった事実が、買われとったとかという事実があった場合は、それは刑法上でいけば、どういった、詐欺罪とか、そういったところですかね。わかりますかね。

○委員長（増田一喜君） はい、嶋田スーパー元気券事業推進室長。

○商工政策課長補佐兼スーパー元気券事業推進室長（嶋田和博君） はい。今の御質問で、勝手に名義を使われていた場合、何かの法に抵触するのかなということですが、申請の段階で既に虚偽になっておりますので、受認を受けずに代理人として申告をした場合には、無印私文書偽造に当たると思います。

○委員長（増田一喜君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

先ほど亀田委員も言われたように、サンプル、抽出でもよかけんがですね、そういったところは確認作業を絶対されたほうがいいと思うんですけど、とりあえず、がんとしてされないというふうな話ですので、とりあえずは、これで、今の質疑については終わりたいと思います。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 不信感を、市民間にある不信感をですね、どうにかぬぐってほしいというつもりで話ばしとつとです。何も、執行部をいじめるというニュアンスでとってもらうと、ちょっと私もあれですが。それについて何か代替策というの、みたいなのはありますか。どんなふうに考えられておりますか、今の、いろいろこう、きょうのもう新聞見なつたですか。ある某局じゃ5時からですね、あつとですけん。載つとつとですけん。スーパー元気券で八代市、大議論、載つとつとですけん。そのように反響の大きい事業についてですよ。そして、ましてや市民も悪いていようなマスコミの論調の中ですたい。そういうことば言われとつとに、何もなしで終わってという話でもなかでしょう。どんな考えをお持ちですか。何か検討されとつとですか。

不信感を払拭される作業をどうか、代替策の

検討とか、今後どのように考えられているのか。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、池田部長。

○経済文化交流部長（池田孝則君） この元気券事業につきましてはですね、一つは生活支援という観点もございますが、もう一つ大きな点は経済の活性化、要は経済の好循環を生むというようところが一つあるのかなというふうに思います。

そういった意味ではですね、この事業の大きな柱である経済活性化に、いかに結びつくか、販売したスーパー元気券が確実に消費に結びついて、換金をされまして、それによってもたらされる経済好循環の効果によりまして、本市の活性化に寄与できるということが市及びですね、担当部署の責務となるのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員（前垣信三君） いいですか。

○委員長（増田一喜君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 野崎委員さんからも話があったのですが、要は、代理購入をされ、かなりの多くの数だと問題があつとです。例えば、家族で、ね、3家族で10口買いましたと。極端に言えば、御主人の権利と奥さんの権利、子供さんの権利がある。子供さんと奥さんは、お父さんが使いになつたらよかばいという話で、何も問題なかですね。それを何百口と買いなはると、そこが一番問題かなと思うんですが、逆に言えば、その人たちがいやいや、代理で券は買うけれど、この人が言いなるけん、うちはそれを譲りましたと言いなはりゃ、早い話、済むとですけどね。家族と一緒にです。使いなる趣旨がわかっとならよかばいなんです。今、向こうがおっしゃったのは、野崎さんたちがおっしゃったのは、代理で買うとる人、代理の人が頼んで買いなはっただけん、使

うとは代理の人が使うとが本当じゃないですかという話をされたじゃなかですか。で、それを全部調べるわけいかぬから、例えば、大口を何点かサンプルして、そのあたりを調べてみたらどうかとおっしゃつとつとです。まあ、できぬとおっしゃれば、できぬとですが。細かい話すれば、家族で買うても、おかしな話ですな。息子さんの名義、奥さんの名義を御主人が使うわけだけん。車買いなはるかもしれぬばつてんが。

で、もうできぬとなら、できぬで、しょうなかですけど、私なりにちょっとまとめたつとですが、新聞報道での内容を踏まえた上ですね、例えば、行政側あるいは議会としての反省点は何であるかの結論を出すのが、この委員会ではないかなと思うんで。冒頭、田方委員が、前垣委員はつまらぬ委員会はするなて言いなはつて、私はそんなこと言うたつもりはなかつてですが、そういうニュアンスで、実は反論しようかなと思つたつとですが。

要はですね、何らかの委員会としての結論を出すための委員会と思うとですね。だから、先回は、その結論が出ないままに終わったもんだから、今回になつとです。で、できれば今回でですね、何らかの委員会としての結論を出す委員会にしたいと思うとですね。で、行政側の反省点としてはですよ、初日の購入者数を把握できなかったことが最大の要因と思うとですが、その問題点はですね、委任者数の制限をしなかつた。そうすつと、使える上限金額を設けなかつた。これに尽きると、私は思うとですね。

だから、この初日の混乱から、緊急に予約券を出しなつたみたいですけども、日曜日の購入希望者が買えぬということも出てきました。これも全てが、今申し上げた委任者数の制限をしなかつたこと、上限金額を設けなかつたことに尽きると思うとですね。全てが。

で、もし、そうであるなら、今後の反省点として、何らかの形で表明する必要があると思うとですね。で、できてしまったことは、もうこれはしょんなかことですから、今後の反省点としては、ちゃんとしたものに記憶しておくことが、委員会として記憶する、それを公表することが一番の重要なことではないかなと思います。

そして、もう一つお尋ねをしたいのが、発売前の経済企業委員会での説明がありました、確かに。で、一番大きな問題はですね、その委員会の中で、委任者数の制限はしないですよ、あるいは使える上限金額は設けないですよという説明はされましたか。そこを、ちょっと確認をしたいと思います。

○委員長（増田一喜君） はい、嶋田スーパー元気券事業推進室長。

○商工政策課長補佐兼スーパー元気券事業推進室長（嶋田和博君） はい。5月22日の経済企業委員会の中でですね、事業概要書に沿いまして、購入に当たっては本人または代理人の購入を可能としておりますということと、また、その代理人の制限を設ける、設けない、そういったところまで言及した説明はいたしていません。

それと、1人当たりの1回の使用限度額の設定につきましては、前回は購入限度額では5万5000円としておりましたが、今回は使用限度額は撤廃しておりますという説明をしております。

○委員長（増田一喜君） 前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい。今おっしゃったように、委任者数の制限はしたというような話かな。で、ただし、上限については話をしていないよと、そうおっしゃったと思うとですね。

それを聞けばですよ、一つは、委員会で説明を受けとるわけですから、その委員会なり、広い意味で言えば議会が、この責任は免れぬと思

うとですね。で、議会の責任があるよ、執行部の責任があるよと言われとるけど、私たちは、その一つを聞いとるわけだけん。で、新聞報道で、議会がどうのこうのとおっしゃった。それも真摯に受けてですね、私たちは反省せにゃいかぬと思うんですね。

で、そのあたりを含めてですね、執行部として、あるいは議会として、どんな形で、この委員会を終着するか、結論を出すかということをおっしゃった。これは意見も含めてです。はい。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、池田部長。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい。先ほどの御質問の中で、委任者数の制限をしないこと、これに関しましては、先ほど言いましたように、代理購入は可とは言っているという、それ以外のことは、ちょっと触れてない部分があるということ、それと、使える上限金額を設けないということですが、これは委員会、さらには本会議の中でも答弁をしておりますので、その内容はお伝えしているつもりということでございます。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。今、前垣さんの最後のほうの意見の部分で、そういうことも含めて2と3について提言申し上げたつもりですので、その話も含めてですね、この会議をどのように結論づけるかちゅう点については、進めていただければなというふうに思います。そこがこの会議の要請した趣旨ですので。

○経済文化交流部長（池田孝則君） よろしいですか。

○委員長（増田一喜君） はい、池田部長。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい。恐らくですね、先ほど議員さんの発言の中には、

なぜ、こういった状況に陥ったのかと、混雑したのかというお話かと思いますが、繰り返しになるんですけども、今回の制度設計の中です、代理申請、認めたこと、それと代理申請の範囲をですね、定めなかったこと、これが一つございますね。それと、大型消費も視野に入れまして、1回当たりの使用限度額をなくしたことから市民の皆様の関心が高まったということもございます。で、多くの皆さんにおいでいただいたという反面ですね、先ほどおっしゃったように、1人当たりの販売金額の予想ができなかったというようなところも、こういった観点からあります。

そういった中で、人数の制限に時間を要したということもございまして、当日、非常に長時間待っていただいたということもございます。

また、1人で多くの元気券購入した人もあったということから、購入できなかった人の不満も高まったということ、そういった検証といえますか、なぜ混雑したのかというようなところはですね、そのように理解をいたしております。

そういった点は、もちろん、今後、反省していくべき点だというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（増田一喜君） ほかにはありませんか。

○委員（村上光則君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、村上委員。

○委員（村上光則君） 大分、協議はしたものの、さっきの話で、代理、お願いした人、頼んだ人に渡ったのか、渡らないのか、わからないままで、そこは調査もしないというふうになればですよ、どうしてこの問題ばおさむっとですか。おさまらぬでしょう、そのままじゃ。やっぱり調査したほうが、やっぱり一番よかじやなかですか。それもせぬで、どうして、これをおさむっとですか。前垣さんが言われたように、

私たちが責任がありますよ。それは責任はとらぬといかぬと思います。私はずっと前から、この前の委員会のときも言うたけど、市長、副市長、担当部長ぐらいは給料の1カ月でも2カ月でも返納するという、私もその覚悟でおりますから、そういうことは考えれんですか。この前も言ったでしょう。どやんですか。

○委員長（増田一喜君） はい、池田部長。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい。この前から、副市長あたりの出席あたりも、ちょっと言われてたかと思いますが、この件に関しましては、第1回目、第2回目の委員会の模様というのは、もう既に御存じであるわけでございますが、市長のほうからですね、本市の経済活性化に寄与できるように、多くの市民の皆さんにですね、喜んでいただけるような事業を目指してほしいという指示を受けながらですね、広く皆さんに販売できなかったこと、それからまた、これほどの混乱を予測できなかったこと、責任というのは、事務局として感じているところでございますが、市長につきましては、繰り返しになりますが、さきの6月議会の本会議でもございましたし、全員協議会、それから8月1日号のですね、市報、いろんな市民の皆様のお集いの場でもですね、まずもって冒頭に心よりおわびをなされております。

副市長につきましてもですね、各種、いろんなお集い等もございまして、そういった場でも、まず冒頭に、元気券販売に当たっては市民の皆様方に大変な御迷惑をかけたということで、混乱を招いたということで、心からおわびをなされておりますので、そこはどうか御理解をいただきたいというふうには思っております。

以上です。

○委員（村上光則君） はい。

○委員長（増田一喜君） 村上委員。

○委員（村上光則君） 私は今もですね、元気券が売られて、もう何カ月ですか、たったです

けども、やっぱり市民はですね、非常にこの問題についてはもう、まだいろいろ言いなっとですよ。

どうしておさむるかちゅうことでしょうか。もう何回も委員会したって一緒でしょうが。どういことしておさめるかちゅうなら、私がさっき言うたように、そればすれば市民は納得しなっとじゃなかですかと私は思うととですよ。どぎゃんしておさむっですか。市民は今でも言いますよ。きのうも私は、ある場所に行って、それが一番に言いなっとですよ。どぎゃんなととですよか、どぎゃんあれしなととですよか。ただ、申しわけございませんでした、会合で言いますと、市長は言われたって聞いてっばってんですね。それでおさまればよかばってんですよ。

調査もしない、結論をどうして出すのかということですよ。しっかり市長も考えてもらわぬばいかぬですよ。最高責任者だけんで。

○委員長（増田一喜君） 誰か答えますか。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、池田部長。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい。先ほど言いましたように、繰り返しになります。申請書あたりに不備がないかどうか、申請者と代理人の関係について精査もしているというところでもございます。

そういった中で、市民の方々からとか、代理購入、覚えのないに購入されていたというような事実等がですね、事務局としては事実として伺っていない部分もございしますが、もし仮にそういった場合が出てきた場合はですね、調査あたりも、調査といたしますか、確認あたりは必要かなというふうには思っています。これも、あくまで市でできる範囲の中での確認かなというふうに思いますが、そこはしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（増田一喜君） いいですか。

○委員（村上光則君） よかです。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 今、部長の説明にあった中で、このような混乱を予測できなかったという部分についてなんです。うちがする前に、どこだったですかね、同じようなことをして大変混乱した自治体があつとですよ。で、同じことばすつとだけん、うちも同じことになるよねということが予測できなかったということは、それは行政としての、ちょっと怠慢ですよ。そこは真摯に受けとめていただきたいというふうに思うとですよ。あつてあつたですもん。で、あのとときに天気が悪くなかったら、大分、熱中症でもやられたろうし、天気が悪かつたけん、たまたまよかつたかなというふうに思ったりしますし。その辺は真摯に反省していただきたいというふうに考えておると。

で、市長、副市長は事あるごとに説明をしとるという話なんです。便に説明、便に謝つとるばつかりじゃなかですか、この前も言うたてすばってん。夏祭りのとき言うたて。主体的に、記者会見でも開いて謝つちゅう風景は全然なかですよ。その辺が私は違うと思うとですよ。会合に出ていって、その便にしとるだけじゃなかですか。やっぱり主体的に謝つてすれば、したじゃなかですかというふうなことが私は言えると思うとですよ。

そのようなことも含めて、今、この趣旨の3番目になってくつとですが、いつまでもこの話ばしよつたっちゃ、田方委員も言うたごて、進まない。

委員会として、やっぱり、さっき冒頭に言うたように、執行部がするか、しないかは別として、委員会として今話をまとめてほしい、提言する、申し入れするということをしたほうが、委員会としての結論はそれ以外なかつたじゃなかろうかというふうに思うんですよ。ここ

で、どげん責任ばとれ、どうのこうの言ったって、それはしない、調査もしないという話なんですから。この委員会は、落ちつくところに落ちつかぬですもん。

そのようなことが議会改革につながっていくし、というふうに思うんですが、委員の皆さんの了解がとればですね、そのようなことで終着点に持っていければなというふうに考えております。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。今、亀田議員からあったですけども、その前に前垣さんからもですね、お話があったと思うんです。前垣さんは、やはり執行部も入れて、委員会として一緒になって終着点ば見きわめたらどうかという御提案が多分されたんだろうというふうに思ったんですけども、亀田さんは、委員会としてという話で、決着を求めようというようなことがありましたが、私もですね、今ちょっと質疑がですね、少しあって、いろいろと話をしたんですけども、やはり、なかなか、もう平行線をたどるっちゃなかろうかというふうに思うんですよ。

できればですね、やはり、この委員会で執行部と一緒に、けんけんがくがくしながらですよ、決着、終着点を求められたらよかったですけど、どうも、そういうふうにはいかないような感じを受けております。執行部の答えからいけば。

そういった意味では、やはり、この委員会として何らかのやっぱ決着というか、そういった最終的な結論ば、ちょっと出して、御提案ちゅうか、趣旨説明にもあったように、執行部に対して、そのする、せぬは別としてもですよ、私たちとしては、やっぱり市民の代表としては、この委員会で、こういった結論を出して、執行部にこういうことを要請するというようなこと

を私は、この委員会の皆さん、委員の皆さんと一緒にですね、つくり上げたほうがいいんじゃないかなと、そして御提言を執行部のほうにしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

亀田さんの意見に、私は賛同します。

○委員長（増田一喜君） はい、松永委員。

○委員（松永純一君） きょうの委員会が、委員会としての結論を見出すということで、もうそこに話がいっているんですけども、やっぱり最初ごろ、やっぱ話があっている、代理人、委任者ですね。購入は委任しとるわけですよ。そういう、恐らく間違いなく、購入については委任しとるわけですけども、使用については委任は何も書面でとってないわけですよ。ですから、そこあたりが非常に問題があるわけですけども、それについては調査ができないということですけど。

私は思うんですが、この委任したか、しないかというのはですね、例えば、配偶者とか子とか親とかの話が出ていますけども、そういった人は、例えば、家族の方に委任したと思うんですね。この中に、友人、知人、その他でありますよね。例えば、300冊以上だったら63%です。200冊から300冊の間が47%。つまり、半分以上は友人、知人の方が購入について委任をされたわけですね。ですから、今議論になっているのは、本当にそれが購入に対する委任なのかと。もう買った人が使ったら、使うことまで委任をした、しかし、それは書面でとってないわけですよ。

で、これは調査はですね、できると思うんですけども、調査して結果を出すというのは、なかなか難しいと思うんですよ、現実的に。しかし、数字で出すぐらいは出せるんじゃないかと私は思うんですよ。その名前を出せとかですよ、誰が委任を受けて買ったものは、誰は、いや、それは委任な、しとらぬだつたて、そば

ってん、あん人が勝手に私が名前使って買わしたていうのは、なかなか出せぬ。しかし、この数字でですね、調査の結果、やっぱり委任はしてなかったということは出せるんじゃないかなということで、調査ができれば、その調査結果もですね、やっぱり結論の中に踏まえなければならぬと思うんですよね。

やっぱり、最初からもう、制度設計の話をずっと、5年前の元気券ちゅうかですね、プレミアム券と比較してされたというのが、ここに大きなですね、やっぱり想定外のことがあったわけです。ですから、もう部長が言われるようなですね、やっぱり想定外のことが発生したとかですね、ここはやっぱり、本当にやっぱり、もう少し考慮すべきだったというのを出してですね、それで、もう市民に対して、どういうふうな、もう1回、謝罪は広報紙にも出ていましたけども、改めて、やっぱり委員会なり行政としてですね、やっぱり執行部として出すかですね。

そういったことを、どうせ、もう悪い点は悪い点で、もうあるわけですから、現実的に。そこをですね、やっぱり出してしまっって、それをどうやって、この委員会で取り扱って、執行部のほうに提言するのか、あと、その提言したとをまた書面でもらうとか、それを市民にどう、やっぱり周知していくかですよね。このあたりをやっぱり、したほうが良いと思うんですけどね。

○委員長（増田一喜君） もう意見が変わっているようですが、質疑、——意見ですね。

笹本さん。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（増田一喜君） 笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） 私はね、この問題については、やっぱり行政と担当者との委員会がね、やっぱり議論をして、そして確認できるところは確認をして、そして次の方向づけをし

ていくというのがね、あるべき姿じゃないかなと思ってるんです。

実は、荒尾に行ってきました。調査にですね。荒尾に行ってきたことは、先ほど亀田さんが、亀田議員が言いましたように、お隣の大牟田が1カ月前に失敗をしたと、うちのようですね。非常に混乱をしたということだったから、それをやっぱり教訓にしてね、失敗しないようにということで、いろいろ考えて、3つの柱を立てたんです。そして、それぞれに額を決めて、そして限度額を決めて、やりました。今残っているのは、子供、子育ての、それだけが残っているんですけど、リフォーム券も全部はいておりますというようなことだったですね。

だから、私はやっぱり、そういう対応というのはとても大事な事じゃないかなというふうに思いました。

それから、もう一つはね、今ずっと意見言って、部長のほうからも、中間的な総括というかな、こういうところはよくなかったと、委任状出したのがよくなかったとか、いろいろ出てます。大体、私たちも一致すると思うんですね。じゃあ、その委任状が本当に、本来の、制限しなかったために、本来のこの趣旨が活かされたのかということに來ると思うんです。で、議員のほうからは、ぜひね、大口のどこについてだけはね、今、松永さんおっしゃいましたけど、なるほどなと思ったのは、名前はされなくとも、委任状を持ってるのは担当課です。行政のほうですから、その委任状に基づいてね、きちんといただかれましたかというようなことはね、やっぱり、この委員会で問題になっているということは知ってますから、だから、正確なね、報告ができなくとも、やっぱり最大のね、努力をしていくということをね、私は執行部からね、答弁いただきたいと思うんです。

これはね、本当に的確な調査は今に至ってで

きないと思いますよ、実際にはね。しかし、その姿勢が大事なんです。だから、それをね、やっぱり調査してほしいと。そのことについて、数字でもいいからね、きちんと報告していただくことが大事じゃないかなと思う。特にね、この資料にもらっている14番目の62です。ね、62人の依頼ということで、その中の知人が37とありますでしょう。こういうのはですね、きちんと、委任された名簿があるわけですから、それに基づいて調査をするということをお願いしていただくとね、この委員会としても、本当に3回にわたって議論してきた、その総括的なものは到達点が出るんですよ。だから、そこがね、私は、かたくなに調査はしないとかおっしゃってるけど、私はやっぱり、そこについては最大限の努力をしていくと。

今、松永さんは、数字でもいいから出していただきたいとおっしゃったからね。非常に譲歩された意見だと思います。それはやっぱり受けとめていただきたい。そして、やっぱり執行部と委員会がね、一緒になって、この事業を総括をして、そして次にバトンタッチしていくということが私は正しい姿じゃないかなと思うんです。

私は、この問題で一般質問をやりました、6月議会で。その立場からもね、ぜひ一致してやりたいと。総括も、ここまでは来た。というようなことをね、きちんと残していくことが大事だと思いますので、その点はどうですか。今、松永さんがおっしゃった、ね、大口についてだけは一応、調査をして、そして数字でもいいからね、あらわしていくということですよ。かたくなに調査しないというのは、やっぱり、市民に対して本当に、何というかな、明らかにしていくという姿勢がないんじゃないかなと、なぜなのかと、やっぱり不信感を持たれていくんです。

だから、今後、いろんな事業をしていくとき

に、やっぱり、そこはクリアしとかなないとけないと思いますので、松永さんの御意見に対してのね、配慮された御意見だと思いますので、そのあたりに対してのお答えをまず聞きたいと思います。

○委員長（増田一喜君） という御質問ですけれども。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、池田部長。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい。一つは、これだけのですね、代理購入があったという理由といいますか、どう考えるかというお話かと思いますが、大量購入者がもし大量使用をしているとしたら、本来の代理購入制度の趣旨をしっかりと理解いただくことができなかったということじゃないかなというふうに考えています。

使用限度額を撤廃しましてね、代理購入制度が浸透したことで、例えば、代理購入したスーパー元気券が委任者の了解を取りつけられればですね、自分で使えるという認識を与えてしまったとしたらですね、運用面の周知、あるいは当初考えていた本来の代理購入の考え方についての周知不足があったのかなというふうに、運用面の周知徹底を図るべきであったと反省をいたしております。

これは一つは、認識の違いといいますか、そういったところの中での、制度の中での運用というようなことで、認めざるを得ない部分があるのかなというふうに思っています。

以上でございます。

○経済文化交流部総括審議員兼次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、宮村経済文化交流部総括審議員兼次長。

○経済文化交流部総括審議員兼次長（宮村明彦君） はい。大量に購入された方、サンプルでいいから調査したほうがどうかと。多分、購入

できなかった方の不満というふうに思うんですけども、あるいは、それ以外の方々もいらっしゃるかもわかりませんが、その不満をおさめるために、例えば、調査いたしたときに、その調査対象となった方、何で自分は選ばれたのかという、また新たな混乱を招く、不信感を招くおそれが私はあるとっております。

で、家族につきまして、何で友人、知人なのかということもあるのではないかなというふうに、いろいろ考えまして、総合的に判断した結果が、先ほど担当室長が言いましたが、我々に対しまして、苦情等、自分の名前を使われて購入、自分の名前を使われて、ある人が使ったと、そういう苦情が来ておりませんので、我々は、代理購入された方の元気券というのは、その方に、手元に届いたと。その先につきましては、部長が今申し上げるようなこともあったかもわかりませんが、ですので、総合的に判断した結果が、我々は調査は差し控えさせていただきたいということでございます。

不満をお持ちの方に対しましては、なかなか御理解いただけるような返事になりませんが、どうぞ、そのようなことであることを何とか御理解いただければというふうに思います。

○委員長（増田一喜君） ほかに。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。また、いろいろと意見、質疑が出よつとですけども、ちょっと質疑、もう一回よかですか、私、してよかですか。済みません。（委員長増田一喜君「どうぞ。まだ——」と呼ぶ）

前回の委員会のときにもですね、何で、この、——、資料をいただきました。10ページぐらいの資料をいただいて、スケジュールとかもあって、経済企業委員会に報告が次は2月の末で、3月に公表というようなスケジュールだったものですから、そこで、何で、このですね、市民の皆さんに対して、そんな遅くじゃな

くて、今、八代市はこういうことを今からやるんです、調査やるんですとか、こういったことを市民の皆さんに明らかにしていきますよということをすぐやったらいいじゃないですかと、記者会見してというふうなことをお願いしたっというか、お話しをさせていただいたですけども、がんとして、それはしないというようなことを言われておりました。

先ほど、大量、大口のですね、サンプル調査でもしたらどうかという話に対して次長のほうからは、新たな混乱とか不信を招くというような、そういったことがあるからしないんだという話だったですけども、だからこそ八代市は、こういった委員会の中で、いろんな提言されて、役所としても、そういう考えを持って調査をするんですという公表をした後に調査すればいいんじゃないでしょうか。私は、そう思います。というのが1点。ちゃんと市民に周知してから調査をすれば、混乱は招かないと思います。いかがでしょうかというのが1点。

と、先ほど、市長、副市長はいろんな会合の場で市民へおわびをされていると、前回からですね、そういった話もあっておりました。ただ、そこにおられる方はそれでいいかもしれない、聞いて。ただ、そこでおわびだけなんで、どういったことを調査して公表しますよとか、今後こういった後始末をやるんですというような話はないわけですから、余計、それがまた不信感につながっていつているというふうに思うんですよね。そこは、先ほどから言ってるように、早目に役所として、こういった対応をしますというようなことを広く、やはり市民に周知するべきだと。また改めて言いますが、したほうがいいんじゃないですかねというふうに思うんですよね。

で、何を言いたいかなんですけれども、前回の委員会の中でも、ちょっと質疑があったんですけども、くま川まつりのときに市長が挨拶の

場で釈明をされたとおわびをされたというような話がありました。私はですね、その後もですね、ずっとなんですけれども、あの人は何であんな酔っぱらってから、ああいう場で、そんな話をするのというようなことをですね、大分、何人ですね、市民の皆さんからですね、どういった責任とるのというようなことですね、言われてるんですよ。で、たしか亀田議員がそういった話を、質問をされたときに、次長は、飲まれてないと言われたか、酒のにおいはしなかったというような話をされたんですけれども、それは間違いありませんか。2点質問。

○経済文化交流部総括審議員兼次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） 宮村次長。

○経済文化交流部総括審議員兼次長（宮村明彦君） 私は申し上げたのは、私は飲酒のにおいは感知しませんでしたちゅうか、酒のにおいはしませんでしたとお答えしたはずでございます。（委員野崎伸也君「酒のにおいはしなかった」と呼ぶ）はい。（委員野崎伸也君「私は」と呼ぶ）私はです。

○委員長（増田一喜君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） そのとき、私は一番近くにずっとおったですけどという話をされたですよ。（経済文化交流部総括審議員兼次長宮村明彦君「そうですね」と呼ぶ）はい、わかりました。今、質疑なんで、確認しました。

その前の、もういっちょ質問について。

○委員長（増田一喜君） 最初の1点目。

○経済文化交流部総括審議員兼次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、宮村次長。

○経済文化交流部総括審議員兼次長（宮村明彦君） はい。市民の皆様方で、今回の元気券について不満をお持ちの方の気持ちをおさめるために、調査して報告すべきだということで、野崎委員さんからは、きちっと調査やりますよと

ということで、多分、御理解いただきたいというようなお話しされれば御理解いただけるかというふうなことなんで、調査すべきと、でないと不満はおさまらないんじゃないかという御指摘だったかというふうに思いますが、我々としては、同じことの繰り返しで大変恐縮なんですけれども、我々が制度設計しました代理購入制度の趣旨は、先ほど冒頭に室長が申し上げたとおりでございます。それに基づきまして、内容を確認した上で販売をさせていただいているということでございますので、適正に販売されて、我々としては、その方のもとに一度は、代理購入の方のもとに届いたのだというふうに思っております。

ですので、調査につきましては考えていないところでございます。

○委員長（増田一喜君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。御答弁に対して、もう一回、ちょっとお聞きしたいんですけど、じゃあ、市長は飲まれたか、飲まれてない、飲まれて発言されたのか、発言されてないのか、わかんないちゅうことですよ。私は、次長は、においはしなかったという感覚だけなんで。飲まれて発言されたのか、謝られたのかどうかというのは、間違いなく、そこはわかりません、知りませんよという話でよろしいんですね。

ということと、あともう一つが、代理購入の関係で、部長が、制度設計のときに、勘違いされて、購入はよかっていう話、使ってもいいよというふうに間違っただけで捉えられた方もいらっしゃるかもしれないという話をされたんで、それは何か強く言えないですよ、不備だったんで、こっちの不備だったんでというふうな答弁をされたと思うんですけれども、だからこそ、今まで使える期間というのはありますよね。12月いっぱいまで。だから、そういう使い方はだめなんですよと、間違ってる、勘違いされてるの

であれば、間違ってるんで、ちゃんと使い方、間違えないように使ってくださいねっていうのを今からでも言えるじゃないですか。どうですかね。

じゃ、最初、次長から聞きたい。次長は、言いたったのは、飲んでるか、飲んでないかは知らないけど、においはしなかったというのを言われただけっていうことですよ。飲んでるか、飲んでないで言ったのかどうかは、そこは私は責任ないですよっていう話でしょう。（経済文化交流部総括審議員兼次長宮村明彦君「責任があるか、ないかというのは別といたしまして、私は——」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） はい、宮村次長。

○経済文化交流部総括審議員兼次長（宮村明彦君） はい。失礼いたしました。責任あるなしは、まあ、横に置いとしまして、私はアルコールのにおいはしなかったということでございます。（委員野崎伸也君「わかりました」と呼ぶ）

それから、続けて説明させていただきますと、部長のお話でございますけれども、我々としては、マニュアル、あるいはこの制度設計につきまして、いろいろと禁止行為として例示をさせていただいておりますが、そのことで今、委員さん御質問されております、一般的に家族につきまして、これは感情論かな、あるいは気持ちの話かなと思いますが、家族の分につきましては購入、世間的には認められるんじゃないかというふうな委員さんの多数の御意見があったかというふうに思います。で、友人、知人が直接そこに、直接、友人、知人の手元に渡ったかどうかという話を先ほど私、させていただきましたが、正式な制度に基づいて、申請に基づいて購入され、我々としては販売して、届いたはずということでございますが、その先につきましては、この禁止行為の中で設けておりません。例示を挙げておりません。ですので、

例えば、家族の分、私の家族は5人家族なんですけれども、6人以上の方、知人、友人の方から何らかの、何らか譲り渡されたということで、もういろんな、自動車等、いろいろあると思いますけれども、希望される品物を購入されたということを禁止行為で例示を挙げておりませんので、それをもって不正というのは今回はできないんじゃないかなというふうに我々は考えているところでございます。

以上です。

○委員長（増田一喜君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。まあ、いろいろと、また意見、質疑はあったですけども、残念ながらですね、執行部とこの委員会で一緒になって、何か決着、終着点を見出すというのは非常に難しいのかなというふうに思うんで、結局は、私的にはですよ、委員会で結論をつけて、御提言させていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに感じております。

○委員長（増田一喜君） 意見ですね。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（増田一喜君） もう意見が変わってきますが、質疑はもうほかにありませんか。

はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） ちょっと方向を変えます。

今、元気券の実際の換金率は何%ぐらいですか。

○委員長（増田一喜君） 嶋田スーパー元気券事業推進室長。

○商工政策課長補佐兼スーパー元気券事業推進室長（嶋田和博君） はい。月3回締め切りを設けておりますが、7月21日の第1回、第1クールから、現在、ちょうど1カ月で第3クールの締め切りを終えておまして、総額に占める換金率は50%まで進んでおります。1カ月間でですね。

以上です。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（前垣信三君） いいです。

○委員長（増田一喜君） はい、ほかに質疑ありませんか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了します。

次に、スーパー元気券事業について御意見等はありませんか。先ほど数点ありましたけれども、ほかに御意見はありませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） どのような会議の進行になっとか、ちょっとわからぬとですが、この3点にしてもらおうとならですね、その確認をしていただいて、この作業を進めていただければなというふうに考ゆつとですよ。私の意見です。

○委員長（増田一喜君） はい。ほかには意見ありませんか。

○委員（松永純一君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、松永委員。

○委員（松永純一君） 結論を見出すという、その結論のイメージというのは、どういうふうに亀田委員、考えておられますか。こういうイメージで結論を出そうというのは、どういうイメージですか。

○委員長（増田一喜君） ちょっと済みません。今、さっきの執行部に対する質問の、その流れでいってますので、先、先に言われると、ちょっと、うまくいけないかなと思いますので、先ほどの執行部に対する質疑、意見等はありませんでしょうか。ないですか。（「意見だろう」「質疑、意見」と呼ぶ者あり）ありますか。

○委員（村上光則君） はい。じゃあ。

○委員長（増田一喜君） 執行部に対して意見。

○委員（村上光則君） さっきから言うんですけど、亀田委員からもちょっとありましたように、記者会見をですたい、ぴしゃっとした記者会見をして謝罪をするということはできぬとですか。

でないと、おさまらぬでしょう。それが一番、市長はな、記者会見をちゃんとして、市民に謝罪をするという形が一番、もう私は早かと思うですよ。市長のため言うんですよ、私。

○経済文化交流部総括審議員兼次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） 宮村次長。

○経済文化交流部総括審議員兼次長（宮村明彦君） 繰り返しのお話で恐縮でございますが、スーパー元気券の販売をした後に記者会見、一番近い記者会見のときに市長は説明、おわびをしたというふうに記憶しておりますし、あわせて説明させていただきますと、議会に対しましても全員協議会室、あるいは本会議でも説明、おわびをさせていただいたというふうに記憶しております。

○委員長（増田一喜君） はい。次、意見はありませんか。ないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。意見を終了します。

最後に、本委員会としての意見等の取りまとめを行いたいと思いますので、執行部は一旦退出願います。

小会いたします。

（午後2時30分 小会）

（午後2時30分 本会）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

委員会としての意見等の取りまとめであります。冒頭の招集請求提出説明の中で、委員会として執行部に対し、最終的に意見等を申し入れたいとの趣旨であったかと思いましたが、こ

れは委員会の総意をもって行うべきと考えます。

よって、本件についての委員会としての意見等の取りまとめ方法について、事務局に説明いたさせます。

○議会事務局議事調査係長（増田智郁君） はい。

○委員長（増田一喜君） 増田議会事務局議事調査係長。

○議会事務局議事調査係長（増田智郁君） はい。失礼いたします。議会事務局、増田でございます。

それでは、私のほうから、先ほどお話がございました執行機関に対しまして、本委員会としての意見を申し入れる方法について御説明をさせていただきますと思います。

方法として4つ考えられますが、まず、その前に、各委員さんにおかれましては御承知のこととは存じますが、委員会の特質及び権限について若干説明をさせていただきますと思います。

まず、委員会の特質といたしましては、委員会は、本会議の下審査機関、下審査的機関、いわゆる議会の内部審査機関として、専門的な立場から詳細かつ能率的な審査を行っていただきまして、各種の意見を調整し、その経過と結果を本会議に報告することにより、他の議員さんが表決される際の参考意見を提供するということにございます。

したがいまして、委員会の議決は、議会としての最終的な意思決定ではなく、対外的な効力はないとされておるところでございます。

このような運用は現在、定例会最終日に行われております各常任委員会委員長からの委員長報告がこれに当たるということになります。

次に、委員会の権限といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、委員会は本会議から付託された事件を、議員全員にかわって詳細に

審査し、その経過と結果を本会議で報告を行うことのほかに、執行機関を監視するため、積極的に所管事務の調査を行うことなどがあります。

また、そのほかに権限といたしましては、執行機関への出席説明の要求や、執行機関に対し審査に伴う資料請求などがあるとされております。

それでは、これらのことを踏まえまして、執行機関に対しまして、ただいま御意見出ております委員会として意見を申し入れる方法について説明をさせていただきます。

まず1つ目でございます。通常の委員会運営どおり、議事調査に対して質疑、意見を行う中で、執行機関に対して、個々の委員さんより意見を述べていただく方法。この方法は、通常の委員会運営の取り扱いと同様ということになります。

2つ目です。さまざまな議論や意見を委員会内で行っていただいた後に、委員会として意見をまとめ、その意見を委員会として、委員会開催中、執行機関に対し、口頭にて申し入れを行う方法。この方法は、委員会委員の総意として意見がまとまった場合ということになります。

3つ目です。通常の委員会運営の中で行われたさまざまな質疑、意見を文書化しまして、執行機関に回答を求める方法。この方法は、本会議の議決を経て、議会として最終的な意思決定がなされた文書ではないため、議会から執行機関に対しての公式な文書ということではございません。

4つ目、正式な文書をもって所管事務調査の結果を執行機関に意見を申し入れる方法です。この方法につきましては、まず、委員会委員の総意で意見がまとまった場合、委員会で執行機関に対する決議案を作成し、次に、この案を本会議に上程し、発議者の趣旨弁明の後、質疑、討論をなされ、最終的に本会議で可決された場

合のみ、執行機関に対し送付することができる
とされております。

以上、このような4つの方法が考えられま
す。

以上でございます。

○委員長（増田一喜君） ただいまの説明に対
し、質問等はありませんか。

○委員（亀田英雄君） いいですか。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） では、委員会として執
行部に何らかのアクションはできるという捉え
方でよかですかね。

○議会事務局議事調査係長（増田智郁君） は
い。

○委員長（増田一喜君） はい、増田議事調査
係長。

○議会事務局議事調査係長（増田智郁君） は
い。失礼いたします。先ほど、委員会として、
通常の委員会運営の中で質疑、意見、通常の議
案であれば採決というふうになりますけども、
その中で意見を申されるということは、もちろ
ん可能です。

ただ、文書化というのがあったと思いますけ
ども、文書を正式にもってという形になります
と、委員会の総意で、本会議を通じて執行機関
に出すというような形になります。

先ほど、口頭の分も申し上げましたが、口頭
によるやり方の場合も、委員会の総意で決まっ
た部分につきまして、委員会を開催、本日開催
していただいておりますが、その中で執行機関に委
員会として、こういうことで総意で委員会とし
ての意見が決まりましたというのを執行機関に
申し入れるというのは可能という形になりま
す。

したがいまして、通常のやり方以外で委員会
としての発言、申し入れをする場合というの
は、あくまでも総意で、皆さんで話し合いをし
ていただいた結果ですね、口頭または文書でと

いう形になります。

ただ、口頭と文書の違いは、文書は本会議の
議決を得た上ででないに出すことができないと
いうようなことで御理解いただければと思いま
す。

以上です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありません
か。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 総意ということになっ
とですが、今までの話ば、るる進めてきた中で
ですよ、委員さんそれぞれ思いはあつとでしょ
うが、口頭でも文書でも、どちらかでもですた
い、アクション、何かするつもりがあるのか、
ないのか。そこまで持っていく、持っていった
ほうがよいのか、否かという話ですよ。せぬ
と、もう全然、話は進まぬ話でしょうけん。も
う、そやんと必要なかよて話になつと、もう全
然、総意でなればですたい。

今回の会議を要請した者の責任としてです
ね、ある程度、たたき台という形で、このよう
なことを申し入れたら、委員会の総括としてで
すよ、総括としてということで、たたき台はつ
くってきとつとですが、そげんとを見るまでも
いかぬ話になつと、出す必要もないし。ある程
度、何か検討しようじゃなかかなということの
確認ができれば、小会をいただいた中で、そ
の、ちょっと御審議願えればなというふうにか
えとつとですが。

○委員長（増田一喜君） 一応、今、御意見で
すね。はい。

先ほどの説明に対する質問はありませんか。
説明に対する質問。

○委員（笹本サエ子君） 今の説明、今の増田
さんの。

○委員長（増田一喜君） はい。なければ、先
に進みますけども。ないですか。ありますか。

○委員（笹本サエ子君） 今の――。

○委員長（増田一喜君） ありますか。

○委員（笹本サエ子君） 増田さんの報告に対してね。

○委員長（増田一喜君） はい。

○委員（笹本サエ子君） 質問というよりも、受けとめ方というか、それを、それでいいんですかねと。

○委員長（増田一喜君） いや、質問してください。意見じゃなくて質問です。

笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） はい。委員会として提言とかね、そういうものにしたいのであれば、文書でもってやりたいという場合には、一応、文書つくって、そしてそれを本議会にかけて、かけるということなんですね。本議会は、やっぱり通さないといけないということですね。

○議会事務局議事調査係長（増田智郁君） はい。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

はい、増田議事調査係長。

○議会事務局議事調査係長（増田智郁君） はい。済みません。自席から失礼いたします。

本会議を通した後は、市議会、議会として出すと。（委員笹本サエ子君「議会としてね」と呼ぶ）として出すという形になります。通常の見解書を出したりとか、発議案を出したりという、関係省庁に出す場合があるかと思いますが、それと同じような手続になるということで御理解いただければと思います。（委員笹本サエ子君「はい」と呼ぶ）

はい。以上です。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（増田一喜君） 前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい。今、その文書の件についてはわかりましたが、口頭の場合は、

申し入れるだけで、何らかの回答なりはあるんですか。

○委員長（増田一喜君） 増田議事調査係長。

○議会事務局議事調査係長（増田智郁君） はい。口頭による場合も、文書による場合も同じかと思いますが、その申し入れの内容で、もしくは回答を求めるといようなのを盛り込まれたりとか、そうなった場合は、あとは執行機関の判断になると思いますが、回答が来るかもしれませんので、あとは、その中身、申し入れる内容をですね、委員会の中で御協議いただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（増田一喜君） 前垣委員。

○委員（前垣信三君） なら、回答を求めたいというような、回答を求められる可能性があるんですか。

○議会事務局議事調査係長（増田智郁君） はい。

○委員長（増田一喜君） 増田議事調査係長。

○議会事務局議事調査係長（増田智郁君） はい。委員会として、口頭で執行機関に対して、こういうのを要請するといいますか、申し入れる際について、どこまで執行機関が回答できるかというのは、今の段階では私のほうではわかりかねるところでございますが、ただ、申し入れる方法としてはですね、そういった形で申し入れることができるということですので、あとは執行機関が回答可能かどうかというのは、ちょっと答えて、その分については回答ができないという形になるかもしれませんが、方法として、私のほうで説明をさせていただいたところでございますので、内容については委員会のほうで御協議いただければというところでございます。

以上です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) ないようです。

当委員会としては、どの方法で取りまとめを行うか、協議のため、小会いたします。

(午後2時42分 小会)

(午後3時13分 本会)

○委員長(増田一喜君) 本会に戻します。

それでは、しばらく休憩いたします。

(午後3時13分 休憩)

(午後3時32分 開議)

○委員長(増田一喜君) 本会に戻します。

それでは、亀田委員のほうから、一応、提言書という形で資料として提出されておりますので、これを見ながら、踏まえながら、意見等ありますれば、お互いに出し合いながら、協議していただきたいと思います。

御意見ありませんか。

○委員(亀田英雄君) 委員長。

○委員長(増田一喜君) はい。あ、済みませんね。

まず、亀田委員のほうから、ちょっと説明をお願いいたします。

○委員(亀田英雄君) はい。先ほどから、先ほどは小会中だったですね。今会議を開催要請した者の責任として、会議がスムーズに進めればよいかないということですね、要請した中身の、執行部への要請というところでまとめてきておりますので、それについて説明を、提案をしたいというふうに考えます。御審議願えればということで思いますので、よろしく願いいたします。

2枚用意しております。1部は八代市長宛て、1部は議長宛てということで整備しております。

まず、市長宛てですね。頭は提言書もしくは申し入れ、もしくは委員会としての総括という

ことで、皆さんの同意が得られやすいところで落ちつけばいいかなということで、3つ用意しております。

スーパー元気券の販売における今後の対応について、下記に提言する。市長におかれては真摯に御検討いただきたいということで、3点についてですね、きょうの審議でもありましたように、ちょうど、何かこう、タイムリーの感じがしておりますが、3点について話をしております。

1点が情報の公開。スーパー元気券販売後の対応や調査項目の進捗状況。特に、委任状の本来の趣旨ができたのか、調査を行い、今後の対応も含めて、9月議会前までに記者会見を開き、多くの市民へ報告し、周知すること。

2番目が今後の代替策の検討です。購入できなかった市民に対するスーパー元気券の再販売の件も含めて、市民の不公平感を解消する施策について真摯に検討すること。また、検討の結果について、経済企業委員会はもちろん、多くの市民へ周知する形式で報告すること。

3点目は、責任の果たし方、その所在について。スーパー元気券を販売しようとした努力はうかがえるものの、結果として射幸心をあおるような結果に陥ってしまい、市民に対して著しく行政に対する不信感、不満を与えてしまった。その原因は、ひとえに執行部のやり方、方法によるものであり、わかりやすい、その責任の果たし方、とり方について検討すること。としております。

これはもうタイトルの説明ですので、賛同いただければ、文言については問いません。これは説明です。

あと1部がですね、市議会議長ということでしてあります。やはり提言書、申し入れ、委員会としての総括ということで。

スーパー元気券の販売における今後の対応について、下記に提言する。議長に、――委員

長、済みません。その何かペンのカチャカチャ言うとはな、ちょうど、さわっとですたい。

(委員長増田一喜君「聞こえとっ」と呼ぶ)

聞こえる。

議長におかれては、真摯に御検討いただき、これは議長宛てです。で、2点書いております。

執行部への申し入れ。スーパー元気券販売後の対応や調査項目の進捗状況、今後の対応について、経済企業委員会の提言の履行を執行部に対して求めることと。

2点目が議会としての責任の果たし方について、その所在について。執行部の執行権は尊重しながらも、市民間に今回のような前代未聞の混乱を招いた施策の不備を指摘できなかった責任は、チェック機関としての議会にもあると考えると。よって、わかりやすい、議会としてのその責任の果たし方、とり方について検討することということ、市長と議長への申し入れたらいかかなということ、で提案をいたします。

御検討いただきたいなど、よろしく御検討いただければというふうに考えますので、よろしくお願ひします。

○委員長(増田一喜君) ということでございますけれども、御協議いただければと。

○委員(松永純一君) ちょっといいですか。

○委員長(増田一喜君) はい、松永委員。

○委員(松永純一君) 情報の公開の1番目のところですけども、スーパー元気券販売後の対応や調査項目の進捗状況、特に委任状の本来の趣旨が達成できたのか、調査を行い、今後の対応も含めて9月議会前までに記者会見を開き、多くの市民へ報告し、周知することで、記者会見を開くのは議会前でいいわけですけども、この調査項目の結果は、ちょっと時間的に間に合わないかもしれぬなと思うところがあるんですけども、あれ、さっき見ただけでも、抜粋、何かちゅうか、全件でなくてするのかによって違う

ですけども、結局、60%ぐらいあったわけですよ、知人、友人というのが。そこだけでも結構な件数になるもんですけん、これを議会前までに、記者会見はよかですよ、議会前までに開いてもらって。その調査結果は、どうかと時間的に間に合うかなと。これは執行部のほうにも確認せにやいかぬとやなかりかと思いません。

○委員(野崎伸也君) はい。

○委員長(増田一喜君) はい、野崎委員。

○委員(野崎伸也君) はい。済みません。松永さんの今お話、調査項目の進捗状況ということなんで、まだ市民は、どんな調査を執行部がするのかどうかというのもわかってないわけなんです。その調査項目も、まず言わなあかぬよねという話と、その進捗状況、今、こんな状況だいけん、全てが終わるのは、ここまで終わるつもりですとこのをやったらどうかというような文言なんです。

結果ば全部、その場で、記者会見の場で言うんじゃないかと、それはもう最終的なところでよかと思うんで、そういうふうな意味合いだろうというふうに私はとってますけれども。

もう一つよかですか。(委員長増田一喜君「はい」と呼ぶ)

今、これば審議しよとばってん、たたき台になつとつとですけど、これを出すというあれでいいんですか。そこが私は余り、ちょっとはつきりせぬとですけども。(委員田方芳信君「それを今から検討せにやんと」と呼ぶ)

だけん、この中身ば検討する前に、じゃあ、委員会として結論は、これを出すという、それでいいのかということ、それを諮らぬといかぬちやなかですか。(委員田方芳信君「だけん、出すか、出さぬかちゅうと、こればしつかり見て考えにやんでしよう」と呼ぶ) いやいや、田方さん違う。

○委員長(増田一喜君) 小会しようか。

○委員（野崎伸也君） できれば、そういう総括で出すってしてから、中身はみんなで検討したほうがよかと思う。

○委員長（増田一喜君） 小会します。
(午後3時41分 小会)

(午後3時48分 本会)

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。
しばらく休憩いたします。

(午後3時48分 小会)

(午後5時02分 本会)

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。
それでは、お諮りいたします。

本委員会としての取りまとめについては、委員会としての意見の集約が得られましたので、執行部に対し口頭にて申し入れを行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、執行部を入室させます。
小会いたします。

(午後5時02分 小会)

(午後5時03分 本会)

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

それでは、経済企業委員会として総括について提言いたします。

これまでスーパー元気券事業に関連し、3回の委員会を開催いたしました結果、本委員会としては以下の意見集約が得られましたので、執行部へ提言いたします。

1つ、情報の公開。スーパー元気券販売後の対応や調査項目の進捗状況、特に委任状の本来の趣旨が達成できたのか、調査を行い、今後の対応も含めて早急に市民へ報告、周知されたい。

2番目、今後の代替策の検討。購入できなかった市民に対するスーパー元気券の再販売の件も含めて、市民の不公平感を解消する施策について真摯に検討されたい。また、検討の結果について、経済企業委員会はもちろん、多くの市民へ周知する形式で報告されたい。

3、責任の果たし方について、所在について。スーパー元気券を販売しようとした努力はうかがえるものの、混乱を招く結果に陥ってしまい、市民に対して著しく行政に対する不信任感、不満を与えてしまった。その原因は、ひとえに執行部のやり方、方法によるものであり、わかりやすい責任の果たし方、とり方について検討されたい。

このほかにも、これまでの当委員会の調査過程で出されました意見、要望等の提言について、今後、執行部におかれましては十分にその意を酌まれ、市民への丁寧な説明はもとより、公平、公正な市政運営をされますよう、強く要望いたします。

また、本件については、議長へ報告するとともに、後日、全員協議会にも報告いたしたいと思えます。

発言、何かありますか。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい、委員長。

○委員長（増田一喜君） はい、池田部長。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい。まずは改めましてですね、市民の皆様方に変な御迷惑と混乱を招いたことをおわびを申し上げたいと思えます。申しわけございませんでした。

御案内のとおり、3回にわたりまして、当スーパー元気券事業に関する経済企業委員会を開催をいただいておりますが、この中で、先ほどございましたように、議員の皆様のご貴重な御意見、御提言をいろいろとお伺いをいたしました。今後は、このような貴重な御意見、御提言

をですね、真摯に受けとめて、再度、この事業の検証もしながら、市全体の教訓として捉えて、二度とこのような混乱を招かないように、各種事業に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

どうか、議員の皆様にも、これからもより一層の御指導方、よろしくお願いいたします。

これまで、いろんな御意見等、ありがとうございました。お世話になりました。

○委員長（増田一喜君） 以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって経済企業委員会を散会いたします。

（午後5時06分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成27年8月24日

経済企業委員会

委員長